

秋田県福祉サービス第三者評価結果表

① 第三者評価機関名

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会

② 施設・事業所情報

名称：あおぞら幼保連携型認定こども園		種別：幼保連携型認定こども園	
代表者氏名：園長 上村 清吾		定員（利用人数）： 135 名	
所在地：秋田市仁井田字仲谷地 284 番地			
TEL：018-839-5375		ホームページ： http://yuujinkai-aozora.jp/	
【施設・事業所の概要】			
開設年月日：平成 27 年 4 月 1 日（認定こども園）（保育所は昭和 52 年から）			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 雄仁会			
職員数	常勤職員：	34 名	非常勤職員 18 名
専門職員	（保育士）	32 名	（看護師 正・准） 3 名
	（栄養士）	3 名	（調理師） 2 名
	（幼稚園教諭）	32 名	（子育て支援員） 5 名
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）	
	0 歳児室、1 歳児室、2 歳児室、3 歳・4 歳児室、5 歳児室	調理室、遊戯室、子育て支援室、休憩室、屋上等	

③ 理念・基本方針

■ 理念 ■

法人理念

◇ 奉仕の精神と社会貢献

教育・保育理念

◇ 子どもの最善の利益を尊重し、心身ともに健やかに育てる。

◇ 家庭との緊密な連携を図り、発達過程を踏まえ、適切な環境を提供しながら教育及び保育を一体的に行う。

◇ 地域社会と連携し合い、園内外の子育て家庭への支援を行う。

◇ 専門的な知識・技術及び判断をもって、子どもの教育、保育と保護者への支援を適切に行う。

■基本方針■

教育・保育基本方針

- 1 私たちは、親御さん、子どもさんにわけへだてなく教育、保育を行います。
- 2 私たちは、親御さん、子どもさんのプライバシーを尊重し、保護します。
- 3 私たちは、ご意見やご要望があれば、いつでも誰でもお受けします。
- 4 私たちは、苦情を真摯に受け止め、その解決に努めます。
- 5 私たちは、教育、保育についてわかりやすく説明します。
- 6 私たちは、常によりよい教育、保育をめざします。

④施設・事業所の特徴的な取組

自然との関わりを持つ教育・保育活動、柔道やラグビーなどの運動を積極的に取り入れている。給食提供では、2週サイクルの献立や減塩、出汁への取組、発酵食品の活用などが行われている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和4年7月5日（契約日） ～ 令和5年3月10日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	4回（平成25年度）

⑥総評

◆特に評価の高い点◆

- 園長は、ISO（品質管理）制度の導入や第三者評価を受審することにより、施設の経営管理、保育サービスの質の向上に向けて、改善策や改善実施状況の評価を行い、評価結果の分析・検討を職員と一緒に取り組む、法人組織のトップとして指導力を発揮している。
- 職員の育成に向けた目標管理のため、経験年数や職務内容を基準に、階層ごとに必要とされる人材育成目標レベルを明示し、経験者面談で進捗状況の確認、園長・理事長面談で目標達成度を確認を行っている。また、職員研修では、知識・技術水準、職種や経験年数に合わせた研修へ短時間保育教諭も含め参加できるよう、園の行事と日程を調整し研修の機会を確保している。
- 地域に根ざした園として、近隣住民や地区の公共機関・福祉施設と子どもたちとの繋がりを大切にしているほか、職員が地域でのボランティア活動を行い、地域貢献の取組も行っている。住民参加の避難訓練も行っており、子どもの避難に住民が付き添ってくれる等、交流が長年続いている。
- 豊かな自然環境を活かした保育活動が行われている。散歩を取り入れ、体力の向上はもちろん、草花や木の実に触れる等、子どもたちは感性豊かに育っている。
- 食育に力が注がれ、「めざすこどもの像」を明確にしている。3歳児・4歳児の子どもたちは、日常の活動の場ではなく、食事の場所へ移動し、衛生的に楽しんで食事ができるように配慮されている。

◆改善を求められる点◆

- 中・長期計画と単年度計画の保護者への周知について、入園前見学や入園面談、保育参加時に事業計画に添った説明を行い、「園だより」で月々の保育内容について説明している。今後は、事業計画の内容について分かりやすい資料等を作成し、年度始めに「園だより」に掲載する等、保護者等がより理解しやすいような取組を期待する。
- ホームページや入園のしおり等に、法人理念、教育・保育基本方針等がわかりやすく記載され、保護者には「園だより」で、地域には印刷物のポスティングにより広く周知している。また、第三者評価の受審結果等を適切に公表している。今後はプライバシーに配慮した上で、苦情・相談の内容にもとづく改善・対応についても公表していくよう期待する。
- 苦情解決の仕組みが整えられ、第三者委員宛には郵便で匿名でも相談ができるように用意されているが、保護者とその仕組みをより利用しやすいよう、配布物へも相談体制を明記することを期待する。
- 保護者とのコミュニケーションをととても大切にしているものの、各種の保護者アンケートには、「意見を述べづらい」等の回答もある。園で実施するアンケートの意図が伝わるよう説明を工夫するなど、保護者がためらわずに意見を述べられる環境づくりを期待する。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

施設では前回の受審より7年が経過しており、今回は5回目の第三者評価事業の受審となりました。これまでも、5年程度を更新期間目途とし受審しておりましたが、【幼保連携型認定こども園への施設移行】や【コロナ禍での施設運営】等を考慮し、検討しながらも受審に至らなかった経緯がございます。

この度の受審にあたっては、施設の幹部職員や常勤職員だけではなく、短時間勤務者を含めた全職員で評価基準の施設判定を行う等、施設内の教育・保育実践や認識の共有化を図るための研修や機会を多くもつことが出来ました。第三者評価事業の受審で毎回実感するのは、この【職員間での実践共有化を図る機会や時間】が評価結果以上に有意義で価値のあるモノだということです。

評価いただいた、結果やコメント等を真摯に受け止め、施設全体で取り組んでいくべき課題を明確にしながら、より良い保育事業や子育て・親育ち支援の実践に取り組んでまいります。

自分達の保育実践の振りかえり、新たな気付きや学びだけではなく、自信へと繋がる機会を頂きありがとうございました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

【共通評価項目】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント></p> <p>法人の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。</p> <p>法人理念、教育・保育理念、教育・保育基本方針は、ホームページや「園だより」等でわかりやすく工夫され記載されている。</p> <p>保護者には、園長が入園前希望見学会や入園説明時に法人概要等で説明している。外部掲示板に園の理念等を掲示し、地域には、チラシを仁井田地区に配布する取組も行っている。職員へは、指導部会（園内の職員会議）等で黙唱する等により周知・理解を図っている。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p><コメント></p> <p>事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</p> <p>社会福祉事業の動向については、法人役員が職員と一緒に研修会に参加し、保育をとりまく状況の把握に取り組んでいる。特別保育事業においても、人口減少、少子化や親の働き方の変化など、事業経営を取り巻く環境を把握し分析をしている。</p> <p>保育の収入や支出のコスト分析、仁井田地区の人口動態による利用者の推移、利用率等の把握・分析を行い経営に反映させている。</p>		

3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<p><コメント></p> <p>経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。</p> <p>経営状況については運営委員会で協議検討が行われ、理事会等でも経営状況等の改善すべき課題について話し合わせ、解決に向けた取組を共有している。学校関係者委員会においても経営状況の報告がされ、課題や改善を明らかにしている。</p> <p>職員には理事会等で協議した経営状況や、改善すべき課題について職員会議等で周知している。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。</p> <p>中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた内容でそのための予算も計上され、理事会に提案・承認される流れで策定している。数値目標や具体的な成果を設定するなど、実現に向けた内容になっている。年2回の評価と見直しを行っている。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。</p> <p>単年度計画は、指導部会等で上期・下期で評価し、中・長期事業計画の内容を反映しながら、理事会において提案・承認の流れで策定している。</p> <p>単年度計画は、数値目標や保育教諭としての力量を高める内部研修・公開保育など、実行可能な内容となっている。</p>		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p><コメント></p> <p>事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p> <p>事業計画は、各クラスで協議報告されたものを指導部会で取りまとめ、最終的に園長・理事長が精査をして策定している。</p> <p>事業計画の実施状況は、毎月の指導部会で協議し、把握・評価され見直しも行っている。事業計画は、職員会議で説明し全職員に周知している。施設アンケートをもとに保護者の声に対応した取組も行っている。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>事業計画を保護者等に周知しているが、わかりやすい資料の作成を期待する。</p> <p>保護者には、入園前見学や入園面談、保育参加時に事業計画に添った説明を行い、「園だより」で月々の保育内容について説明している。</p> <p>今後は、事業計画の主な内容についてわかりやすい資料等を作成し、年度始めに園だよりに掲載する等の取組を望む。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p> <p>保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p> <p>保育の質の向上に向けた取組は、各種研修参加や指導部会での話し合い、利用者からの相互理解や協力を得ながら、PDCA サイクルに基づき評価を組織的に実施している。</p> <p>第三者評価基準に則り、四半期毎に自己評価を行い保育の質の向上に反映させている。</p>		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<p><コメント></p> <p>評価結果を分析し、明確になった保育所として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。</p> <p>指導部会等で改善策や改善計画に取り組みながら、四半期毎に見直しを行っている。今回の自己評価・第三者評価は、園全体で組織的に行い課題を明らかにしながら、今後の改善等の取組を行っている。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント></p> <p>園長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。</p> <p>園長は、自らの役割や責任等について職務分担表や、園内組織図、「園だより」で明確にしているとともに、災害等有事における園長の立場についても、不在時の権限委任等を含め明確化されている。</p> <p>また、園長は法人の理事長でもあり、職員会議や指導部会で、法人組織のトップとしての考え方を表明している。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>園長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。</p> <p>認定こども園を運営する上で必要な基本法令・通知・基準を体系化した「認定こども園運営ハンドブック」を理解し、職員会議等で遵守すべき法令等について周知している。</p> <p>外部研修や定期購読等の専門誌などで幅広く把握することに努め、必要に応じて職員会議及び指導部会等の場で、周知し理解を図っている。</p>		

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>園長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。</p> <p>園内の各種計画や活動内容を確認し、自らも積極的に野外活動等に参画している。</p> <p>外部研修にも職員を積極的に参加させるとともに、園長も乳幼児期に基本的な人格形成や良い人間性の土台となる非認知能力の研修に参加して、保育の質の向上に繋がる実践指導やアドバイスをを行っている。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>園長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。</p> <p>業務の実効性の向上に向けて、保育業務ソフトを購入し、書類作成等の負担軽減を図り、パソコンを増やすなど事務の効率化・省力化に取り組んでいる。配置基準以上の職員を確保するなど、よりきめ細かい充実した保育に指導力を発揮している。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それに基づいた取組が実施されている。</p> <p>福祉人材の確保・定着等は、福利厚生充実と給与の改善と考え、休日出勤の負担の軽減や処遇改善費の積極的活用と、保育教諭手当の創設を行っている。</p> <p>人材確保のため、ハローワークやパートバンクに求人内容詳細を送付するとともに、県内養成校へ訪問活動を行い人材確保に努めている。</p>		

15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>総合的な人事管理を実施している。</p> <p>経験年数や役割と職務内容を基準に、階層ごとに必要とされる能力や知識を明確にし、自ら将来の姿を描くことができる人事考課表を策定している。</p> <p>それに伴う処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組や、経験者面談等を行い、職員の意向による自己申告に基づいた職員配置や人事管理を行っている。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取組んでいる。</p> <p>就業状況や意向を確認する面談を定期的に行い、改善提案が出来るような仕組みや、経験者面談の機会など保育場面以外の相談しやすい対応の工夫をしている。</p> <p>ストレスチェック等の健康管理の実施、予防接種の実施等福利厚生も行っている。有給休暇等の取得奨励や、特別休暇の創設など、休みが取りやすいよう配慮しながら、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p> <p>今後も、全ての職員が仕組みを活用しやすいよう周知や雰囲気づくりの取組継続を期待する。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。</p> <p>職員の目標管理のため、経験年数や職務内容を基準に、階層ごとに必要とされる人材育成目標レベルを明示している。</p> <p>職員が設定した目標について、進捗状況の確認が経験者面談、1月の園長・理事長面談で目標達成度の確認を行っている。</p>		

18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p> <p>職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、人事考課表に経験年数等による求められる役割と職務内容が明記されている。キャリアアップ研修の履修状況も考慮しながら策定した研修計画に基づき、研修が実施され評価と見直しも行われている。</p> <p>計画外であっても必要と認めたときの研修参加や、短時間保育教諭の研修参加についても配慮している。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。</p> <p>職員は、年に1回以上、知識・技術水準、職種や経験年数に応じた研修へ短時間保育教諭も含め参加している。</p> <p>新任職員や職員の経験や職務内容により、個別的なOJTも行われている。年間研修計画の作成では、外部研修に関する情報を得ながら参加できるように、園の行事と日程を調整し研修の機会を確保している。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p><コメント></p> <p>実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。</p> <p>実習生受け入れマニュアルを整備し、学年で体験・理解させたい事項を明記している。</p> <p>実習生については、学校側の実習の手引きと本人の意思や希望に添った実習内容について連携しながらプログラムを作成し、充実した実習ができるよう、指導保育教諭が工夫しながら実施している。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、苦情に関する公表も期待する。</p> <p>ホームページや入園のしおり等に、法人理念、教育・保育基本方針等がわかりやすく記載され、保護者には「園だより」で、地域には印刷物をポスティングにより広く周知している。また、第三者評価の受審結果等を適切に公表している。</p> <p>今後は、プライバシーに配慮した上で苦情・相談の内容についても公表していくよう望む。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p> <p>園の事務、経理、取引等については、年2回法人監事による内部監査を実施している。</p> <p>経理の適正化のため、年2回外部の公認会計士の相談・助言を得て、事業の経営・運営に取り組んでいる。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。</p> <p>近隣の病院、複数の高齢者施設、交番や消防署など、地域にある多くの機関と子どもが交流する機会がある。</p> <p>交番や消防署には、勤労感謝の日に訪問し、子どもたちが日頃の感謝を伝えたり、仕事の道具を見せてもらうなどして交流している。</p> <p>高齢者施設への訪問は、核家族世帯の子どもが多いため保護者からも喜ばれている。コロナ禍で数年実施ができなかったが、今年度は玄関先に訪問することができ、工夫しながら少しずつ再開できている。</p> <p>コロナ禍以前は、町内の住民を園に招き、伝承遊びを教えてもらったり、一緒に鉢植えの手入れをしたりしていた。</p> <p>今後も感染症の状況を確認しながら、可能な範囲で再開していく予定である。</p>		

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <p>ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。</p> <p>ボランティア受入れに関するマニュアルを整備し、基本姿勢等の必要な内容が記載されている。</p> <p>市の社協を通じた小学生ボランティアの受入れや、中高生の職場体験も受け入れるなど学校教育にも協力している。</p> <p>活動開始前に説明の時間を設け、ボランティアの意義や、困った時には自分で判断せず職員へ繋いで欲しいこと、情報を漏らさないことを伝えている。誓約書も交わしている。</p> <p>受入れ後には記録を残し、会議の場で報告をしている。その中で、参加者への関わり方についてなど課題や解決策に関する話し合いも行われ、次の機会に活かされている。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。</p> <p>園として必要な関係機関は、緊急時や虐待、地区の関係団体、設備関係など種類別に一覧表を作成している。一覧表はファイリングし、職員がすぐに参照できるように事務室の電話機の近くに備えている。</p> <p>関係機関との定期的な会議としては、南部地域幼保小連絡会に園長や指導教諭が参加しており、情報共有や指定テーマについてグループで話し合いをしている。地域ごとのグループなので卒園児の様子や、子どもの育ちについての情報共有ができています。</p> <p>心配な点がある子どもには、嘱託医や市内の関係機関と連携し、必要に応じて助言を受けられる体制ができています。その内容は指導部会で報告し、職員間での情報共有も行われている。</p>		

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a
<p><コメント></p> <p>地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。</p> <p>仁井田小学校が主催する「仁井田教育を語る会」に参加しており、小学校関係者を始め、民生委員・児童委員、地域の見守り隊員、他の教育・保育施設などと情報共有を行う機会がある。</p> <p>地域の子育て家庭向けの企画を「地域活動プラン」として毎年度計画的に実施しており、イベント内容とともに相談受付なども周知している。</p> <p>この活動は昭和 55 年頃から地域貢献活動として行ってきたおり、少子高齢化や共働きの保護者の増加など、地域の状況とニーズの変化を取組を通じて捉えている。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。</p> <p>地域の子育て家庭向けの企画を「地域活動プラン」として計画し、地域にポスターを掲示したり、仁井田地区に全戸配布している。地域の子育て家庭向けのイベントを毎月実施しているほか、職員が地域に出向き、イベントの手伝いをしたり、花壇の世話や清掃を行う等の取組も年間計画を立てて行っている。町内会にも加入しており、職員が町内清掃に参加している。</p> <p>また、毎年 2 回、地域住民も参加して避難訓練を行っている。子どもの避難に付き添ってもらったり、消火活動を行っている。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。</p> <p>全職員が持つ園のマニュアルに理念と基本方針を明記しているほか、指導部会で時期に合わせた内容で繰り返し確認が行われている。</p> <p>また、年齢、教育・保育の場面ごと（ままごと遊び、泥遊び、散歩など）にデイリープログラムが整備され、職員が行う支援の内容や配慮事項などを記載し、子どもへの関わり方を明示している。</p> <p>子ども同士の思いやりの気持ちを育むために、クラスでの当番活動や動物（うさぎ）の飼育等が行われている。</p> <p>子どもの手本となることを意識し、大人同士が良い関係を築く大切さを職員で共通認識とし、保護者にも伝えている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。</p> <p>「プライバシーポリシー」により保護者に説明している。</p> <p>職員間では、保育室内で園児に関する情報共有を行わないことを基本とし、緊急の場合でも小声でやりとりするなどの配慮をしている。</p> <p>プールは屋上にあり、外部からは見えないようになっている。乳児クラスはガラス戸で廊下から様子が見えるため、オムツ替えの時には衝立を使い見えないようにする等、設備面で足りない部分は工夫している。</p>		

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。</p> <p>入園希望者には必ず園を見学してもらい、園の方針を伝える機会を設けている。ホームページでの情報提供のほか、園見学の申込には随時対応し、年数回は休日に説明会を開催している。</p> <p>園則、重要事項説明書、要覧等を用いて、園の教育・保育の方針や、大切にしていること、保護者に協力を依頼していること等を伝えている。</p> <p>また、プロジェクターを用いて保育場面の写真も紹介し、園内を回りながら具体的な保育内容を説明している。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育所の開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a
<p><コメント></p> <p>保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。</p> <p>入園前の面談に関するマニュアルを定めている。面談までに職員が準備する物、日程調整の方法、声かけの仕方、説明の手順・内容等について詳細に明示し、どの保護者に対しても同じ手順で行うことを前提としている。</p> <p>重要事項説明書や入園のしおりに記載されている内容が変更になった場合には改めて説明しているほか、保育時間の変更等は年間予定表や各クラスのお知らせコーナーで周知している。</p> <p>必要に応じて、保護者に個別の声かけをする等の配慮も行われている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、退園後の相談先の明記を期待する。</p> <p>転園時には、子どもの生活や健康に関する情報、配慮が必要な事項等について園児要録に記入し、健診結果（内科・歯科）と一緒に転園先に郵送することとしている。</p> <p>転園・退園する場合には、相談事業について案内しているチラシ（地域活動プラン）を渡し、いつでも相談を受ける旨を声かけしている。</p> <p>今後は、利用を終了した家庭であっても更に相談がしやすくなるよう、しおり等の配布物に担当者や窓口を明記することを期待する。</p>		

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。</p> <p>子どもの満足については、各クラスで毎日の保育ドキュメンテーションを作成する際に、子どもの様子を振り返ることで把握に努めている。</p> <p>保護者には毎年アンケートを行い、集計結果と園からの回答をフィードバックしている。アンケートでの意見をもとに設備の改修を行ったこともある。</p> <p>また、年数回の公開保育の実施や、学校関係者評価委員の意見をもとに、保育内容や掲示物の設置場所に関する意見をもらい、改善することで子どもや保護者の満足に繋げている。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知が行われているが、公表等の取組を期待する。</p> <p>法人として苦情処理規程、苦情解決委員会を設置しており、苦情として受けた内容は受付から経過・結果まで正確に記録し、委員会に報告している。</p> <p>玄関前の風除室に、園内から見えないよう配慮して意見箱を設置し、園内の苦情解決体制や担当者、第三者委員の名前等を掲示している。第三者委員の住所ラベルと切手を貼った封筒を設置し、直接相談できる体制にしている。</p> <p>重要事項説明書、入園のしおりに、苦情解決の仕組みについて記載しているが、詳細な連絡手段は風除室で確認する必要があるため、保護者がより利用しやすいよう配布物へも具体的な相談体制の明記を期待する。</p> <p>また、個人が特定される内容が多く、苦情内容の公開はしていないが、可能な範囲で受付状況について公表することを期待する。</p>		

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<p><コメント></p> <p>保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。</p> <p>いつでも誰でも相談を受け付ける体制については、入園のしおりに記載している。入園前に保護者に説明しているほか、日常的に職員から積極的に言葉がけしている。</p> <p>主幹・指導保育教諭も保育業務に携わっているため、保護者にとっては複数の相談先を選べる状況にある。</p> <p>相談場所は、保育室から離れた場所で行うか、別日に部屋を用意して受けるなどの配慮をしている。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。</p> <p>意見や要望には苦情解決の仕組みと同様に対応している。</p> <p>口頭、連絡ノートなど方法を問わず、保護者から相談や意見があった場合には、まず上司に報告することが徹底されている。苦情として取り扱うか、意見として対応するかは、前後の状況等を加味して総合的に判断している。</p> <p>受けた相談や意見には迅速な対応を心がけ、必要に応じて報告の場を設けるなど個別のやりとりも行っている。</p> <p>園として行うアンケートは記名式にしており、受けた内容に組織として責任を持って対応ができるようにしている。</p>		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p><コメント></p> <p>リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。</p> <p>園内で想定される安全対策についてマニュアルを整備しており、危機管理に関する担当者や責任者を明確にしている。</p> <p>ヒヤリハットや事故等については、毎日の打合せ時に周知した後、毎月の指導部会でも改めて報告し、再発防止策についても確認し合っている。</p> <p>全国的に報道された事故や事件があった際には、行政からの指導があれば対応し、そうでない場合も園日誌に記入する等で全職員に周知する体制になっている。</p> <p>毎月実施している避難訓練は、自然災害だけではなく、不審物対応や散歩中の暴走車との遭遇など、様々なリスクを想定して行っているほか、防犯訓練、交通安全教室等も行っている。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。</p> <p>衛生管理や感染症対応に関するマニュアルを整備し、看護師が中心となり職員への注意喚起や保護者への周知を行っている。</p> <p>職員へは毎月の指導部会で保健計画を示し、時期ごとに配慮が必要な点を伝えている。</p> <p>保護者へは毎月の「園だより」で時期に合わせた情報を発信しているほか、玄関の掲示コーナーでは地区で現在流行している感染症の内容など、最新の情報を提供している。掲示コーナーは、保護者が確認しやすい導線を意識して設定している。</p>		

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	a
<p><コメント></p> <p>地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。</p> <p>洪水や土砂災害などの災害対応に関するマニュアルを整備し、毎月の避難訓練は火災・地震・台風による河川氾濫など様々な想定で行っている。各クラスに避難用リュックを備えている。</p> <p>気象庁の職員を講師に招いた防災教室を行っており、子どもたちだけではなく新任職員も参加してともに学んでいる。</p> <p>地域住民も参加する避難訓練を年2回実施しており、子どもが園から避難する道中に付き添ってもらったり、一緒に消火訓練をするなど、協力体制が構築されている。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
<p><コメント></p> <p>保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。</p> <p>園の業務に必要な内容は、「保育サービスの業務マニュアル」と同保育編の2冊のバインダーに整理されている。全職員が同様に2冊のバインダーを所持している。</p> <p>食事、排泄、おむつ交換、小学校との連携、病児対応、保護者支援など、業務や保育場面、子どもの年齢ごとに詳細に標準化がされ、新任職員も園の目指す一定の水準がわかるようになっている。</p> <p>周知は、新任職員への研修時に行い、マニュアルの習熟度が育成の指標の一つになっている。</p> <p>また、プールやイベント前など時期に合わせてマニュアルを再確認する機会があり、その通りの支援を行っているか確認している。</p>		

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。</p> <p>マニュアル整備の担当者が任命されており、毎年度末に見直しを行っている。</p> <p>日常業務の中で変更の必要性に気づいた点や、世情に合わせて変更すべき点などを反映させている。</p> <p>内容の変更時には全職員が各自で差替えており、担当職員が差替え状況をチェックすることで最新の状態にしている。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。</p> <p>アセスメント、指導計画の策定に関するマニュアルが整備され、最初の面談から計画作成までの一連のプロセスが詳細に定められている。</p> <p>主にクラス担任が入園前の面談で子どもや家族の状況を聞き取り、「個人面接表」にまとめ、その内容をもとに計画を立案している。</p> <p>個別の指導計画は担当者が作成後、クラス内と指導保育教諭の間で確認・共有がされている。クラスごとの指導計画は毎月の指導部会で全職員が共有し、内容についての助言・指導も行われている。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。</p> <p>月々の指導計画は、個別計画も含めてクラスの話し合いで評価を行い、その内容を以上児・未満児の部会、指導部会の順に報告する流れになっている。</p> <p>各クラスでの振り返り記録と、翌月の計画を同時に確認することで、評価を踏まえた計画作成がしやすい仕組みになっている。</p> <p>特に乳児については、子どもの発達状況に合わせて保育内容を検討しており、保護者との情報共有も丁寧に行われている。</p>		

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。</p> <p>子どもに関する情報や、計画・評価等はシステムで一元的に管理・記録されている。各職員にシステムを利用するためのパスワードが振り分けられており、情報によっては閲覧できる職員を制限するなどの権限設定もされている。</p> <p>毎日の申送りや緊急の内容は、園日誌を活用しており、子どもの出欠席や、職員の勤務・健康状態など、その日の園の動きがすぐに確認できるようになっている。</p> <p>指導計画が統一的な書き方となるよう、手引きが用意されている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。</p> <p>個人情報保護規程が定められ、保護者とは、広報誌等への写真掲載、各家族が行う写真・動画撮影に関する承諾書のほか、撮影した写真や動画は家庭内での鑑賞に留める旨の誓約書など、3種類の書類を交わしている。</p> <p>文書の保管・廃棄に関しては、記録の種類・保存年限ごとに台帳にまとめられ、管理が行われている。</p>		

【内容評価項目】

A-1. 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。</p> <p>全体的な計画は、年度末にクラス全体で年間の評価・反省をし、それを指導・主幹保育教諭・教頭・園長が見直しし、次年度の作成をする手順となっている。</p> <p>まず、保育理念・保育方針を掲げ、その下に、より具体的に各年齢別の発達過程を踏まえた養護と教育のねらいが示されている。</p> <p>また、地域の実態に応じた保育時間等も考慮し、子どもの生活・発達の連続性に留意している。さらに、事業継続のための人材育成として、職員の資質向上についても組み込んでいる。全体的な計画は、冊子にまとめ事務室で保管の他各クラスに配布している。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<p><コメント></p> <p>生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p> <p>園は、自然豊富な広い敷地にあり、園外で思いっきり遊びができる環境で、園の特徴的な取組としている自然との関わりを実践している。</p> <p>保育室内は、温度・湿度の基準を設定し、1時間に2回の換気をし、また、学校薬剤師による、照度・水質、CO2の検査を実施し、安全な環境が整えられている。</p> <p>園内の玩具などは使用の都度消毒し、園庭の遊具も定期的に点検し安全衛生に務めている。</p> <p>3歳児と4歳児のクラスは廊下と一体になったスペースとなっていて、ロッカーで仕切り、3歳児と4歳児それぞれの環境を整えて、心地よく過ごすことができるように工夫している。</p>		

③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p> <p>全体的な計画や指導計画に、一人ひとりの子どものありのままの姿を受容する姿勢が汲み取れる。</p> <p>子ども一人ひとりの育ちの状態や課題をクラスで話し合い、ケース会議で検討し指導部会で周知している。個人差を十分配慮し、配慮の必要な子どもは、個別支援計画を作成し、毎日の保育の中で子どもの気持ちに寄り添った声かけをするなど実践している。</p>		
④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p> <p>一人ひとりの発達に合わせて、清潔、排泄、睡眠、食事など基本的な生活習慣が、無理なく習得できるよう務めている。また、「保育マニュアル」を全職員に配布し、自分でやろうとする気持ちが育まれるような援助を行っている。</p> <p>以上児は食事のおしぼりを自分で準備する、テーブルにナプキンを敷き、自分の食事を配膳するなど様々な場面で取り組んでいる。</p>		
⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p> <p>広い園庭と遊具があり、子どもたちは十分体を動かすことができる環境にある。園は、自然に恵まれており、農道を散歩しながら、様々な発見や触れ合いができる。</p> <p>クラスには、子どもたちが考え協力して制作したアイデア溢れた作品がある。保育教諭は、継続した遊びができるように配慮しており、制作途中の作品やその素材のたくさんの箱を廊下に置いている。</p> <p>地域の方との触れ合いは思うように実施できていないが、その中で、2歳の子どもたちが隣の施設を訪問し高齢者と交流している。</p>		

⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>保育室は、遊び、食事、睡眠のスペースを分け、一人ひとりのこどもの状況に応じた保育がされている。子どもの要求に合わせて抱っこするなど、愛着関係を築き安心感が持てるような保育を実践している。</p> <p>また、月齢に合った玩具を用意し、子どもが興味を持った遊びを楽しめる工夫をしている。保護者とは毎日、園での生活や遊び、健康状態などを連絡ノートで情報共有している。さらに、病児保育がないときは、看護師がみなし保育士として乳児保育に加わっていることは、保護者の安心に繋がっている。</p>		
⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>1歳児・2歳児の保育目標に、保健的で安全な環境のもと保育教諭との信頼関係を掲げ、外遊びや各種活動が行える環境にある。子どもの一人ひとりの育ちに向き合い、自分で「やってみよう」とする気持ちを尊重し、側で見守る関わりをしている。</p> <p>「園だより」に、1歳児が自分でズボンをはく練習の様子や、2歳児が食事前の手洗いの様子が見られ、基本的な生活習慣が身につくよう配慮している。連絡ノートの活用や送迎時など、保護者との連携に取り組んでいる。</p>		
⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>子どもの主体性や自主性、遊びの継続性を大切にしながら、自然環境を生かし、2歳児から行われている散歩は、4～5歳児になると往復1時間のコースとなっている。</p> <p>その他、ラグビーや柔道、5歳児は2泊3日のキャンプを通して、挨拶や集団生活の中で自分の気持ちをコントロールし、行動力・達成感・協調性等が育まれている。</p> <p>また、「宝島探検」として、子どもたちが勤労感謝の日に交番と消防署を訪問して感謝を伝えている。子どもたちが考え友達と協力して、一つのことをやり遂げる活動内容となっており、様々な体験ができるように支援を行っている。</p>		

⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>子ども園要覧に特別保育活動として、障害児保育を掲げている。クラス指導計画に基づき、障害のある子どもや配慮が必要な子どもの個別支援計画を作成し、保護者や専門機関と連携している。</p> <p>職員が障害のある子どもの保育に関して、必要な知識や情報を得るため研修を受講し、指導部会で報告し共有している。</p> <p>現在、言葉や行動の発達の配慮を必要とする子どもも入園しており、中には専門機関に通っている子どももいる。4歳児以上全員に、「キッズステップノート」を配布し、気になることがあったら専門機関に相談できる体制となっている。</p>		
⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>長時間の保育を必要とする子どもに対して、安心感を共有できる環境を整備している。通常保育は7:00から18:00とし、朝は6:30からまた夕方は19:30まで延長保育を行っている。</p> <p>延長保育を必要とする子どもは多くはないが、1歳児のクラスに集まり、異年齢の子どもが合同で遊びができるよう遊具や玩具にも配慮し、夕方18:00過ぎにおやつ程度の軽食も提供している。</p> <p>クラス担当から遅番担当へ「職員連絡ノート」で引継ぎし連携している。</p>		
⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p> <p>全体的計画や5歳児の年間指導計画に小学校との連携や就学に向けた取組が記載されている。</p> <p>近隣にある仁井田小学校の教諭が来園し情報交換しており、その他の小学校とは、電話で情報交換している。就学先の小学校に「園児指導要録」を提出している。今年度は集合で、幼保小連絡協議会を開催し情報交換を行っている。</p> <p>コロナの影響で、小学生との様々な交流活動は積極的に行えない状況であるが、園に隣接の学童クラブの小学生と触れ合う機会を計画している。また、保育参加の後の懇談会で、保護者同士の情報交換が行われ、保護者が就学の見通しが持てる機会となっている。</p>		

A-1-(3) 健康管理			
⑫	A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの健康管理を適切に行っている。</p> <p>健康管理に関するマニュアルを整備し、他職種が連携して一人ひとりの子どもの健康状態等の必要な情報を共有している。</p> <p>看護師が保健年間計画を作成しており、感染症などの流行時期に「園だより」で発信し、子どもの健康管理や保健衛生に関して保護者と共有している。</p> <p>また、保健情報を玄関のホワイトボードで知らせ、子どもたちには手洗いの指導をしている。乳幼児突然死症候群（SIDS）に関しては、対応マニュアルを整備し、1歳児までは、5分毎に睡眠チェックをしている。</p>			
⑬	A-1-(3)-②	健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <p>健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p> <p>「教育・保育の衛生管理と感染症対応」に内科検診や歯科検診の手順を明記し、内科検診を年2回、歯科検診を年1回実施している。それらの結果は健診票に記録され、保護者に伝えられ必要に応じて受診を促している。</p> <p>クラス担任は、子ども一人ひとりの健康状態を把握し、教育・保育の中で配慮している。</p>			
⑭	A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。</p> <p>入園の際の事前情報を把握し、アレルギー疾患や慢性疾患のある子どもへは、医師の診断書に基づき対応している。配膳ミスを防ぐため、テーブルを決め食札や専用トレーを準備して対応している。アレルギー除去食の献立を作成し、保護者とも共有している。また、アナフィラキシーショック対応のマニュアルを整備し、看護師による研修を行っている。</p>			

A-1-(4) 食事			
⑮	A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
<p><コメント></p> <p>食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p> <p>全体的な計画に、食育の推進として、給食年間計画・年齢別食育年間計画とめざす子どもの像を掲げている。</p> <p>玄関に給食・離乳食を展示し、毎月発行される「園だより」に、献立と「食育だより」を掲載し、保護者にも食の大切さを知らせている。</p> <p>3歳、4歳児は、活動の場ではなく場所を移動し、楽しく落ち着いて食事ができる環境を整え、子どもの発達に合わせ、テーブルや椅子・スプーンの大きさにも配慮している。また、5歳児は、栄養士から教えてもらいながら盛り付けをすることで、食への興味が持てる取組をしている。</p>			
⑯	A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p> <p>「衛生管理マニュアル」を整備し、衛生管理体制が徹底され安全な食事が提供されている。</p> <p>毎月給食会議を開催し、喫食状況や残食状況などを把握しているほか、食事時栄養士が、各クラスをまわり、食事状況を把握している。</p> <p>食事は、出汁を使用した薄味で、地域の食材を取り入れた献立となっている。</p>			

A-2. 子育て支援

			第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
⑰	A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p> <p>送迎時の対話や連絡ノートで、保護者との情報交換の他、「園だより」や日常の保育の写真を廊下に掲示し、積極的に情報公開している。</p> <p>園の玄関に、活動の様子の写真と今月の保育のすすめ方を並べて掲示し、保護者に保育内容を理解してもらう工夫をしている。</p> <p>さらに、保護者面談や保育参加・生活発表会などを通じて子どもや保育について共有している。</p>			

A-2-(2) 保護者等の支援			
18	A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行なっている。	a
<p><コメント></p> <p>保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p> <p>保護者との面談は年2回行われ、クラス担当の職員のほか、看護師や栄養士等も相談に応じている。</p> <p>相談内容は、「個人面談報告書」に記録し、ケース会議で話し合い指導部会で周知・共有している。また、家庭の状況に合わせて、延長保育や休日保育・病後児保育等も行っており、保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>			
19	A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p> <p>「就学前児童用子どもの貧困早期発見チェックリスト」やマニュアルを整備し、虐待等の早期発見・早期対応に繋がるようにしている。</p> <p>着替え時の子どもの身体状態の様子観察や保護者との会話から権利侵害の兆候を見逃さないように細心の注意を払っている。また、対応が困難なケースは、秋田市こども未来センターと連携し見守りする体制となっている。</p>			

A-3. 保育の質の向上

		第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）			
20	A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p> <p>保育教諭が月案・週案で保育の評価・反省を踏まえた保育の振り返りを行い、その後各クラスで話し合い、指導保育教諭から助言を受け、次月の保育実践に反映させている。また、保育教諭自身の課題を設定し、経験者面談で自己課題の取組の振り返りを行っている。</p> <p>今年度は、第三者評価の自己評価項目を活用し、職種別に関連する項目について四半期ごとに評価し、振り返りを行なっている。教育・保育の質の向上や、職員個々の専門性の向上が図られている。</p>			